

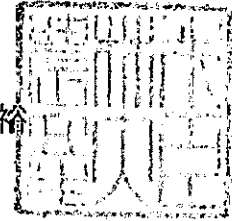
27食産第5868号

平成28年3月25日

食料・農業・農村政策審議会

会長 生源寺 眞一 殿

農林水産大臣 森 山 裕



食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改定について（諮問）

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第7条第3項の規定に基づき、下記の事項について、貴審議会の意見を求める。

記

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改定に関すること

食料・農業・農村政策審議会
食 料 産 業 部 会

今後の審議の進め方について（案）

今般、食料・農業・農村政策審議会に諮問された食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改定については、食品産業の実態や食品循環資源の再生利用等に関する専門的な知見が必要とされることから、食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会に審議を付託することとする。

審議にあたっては、中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会との合同会合を開催することとし、合同会合において答申（案）を審議の後、本部会において答申（案）を審議することとする。



諮 問 第 4 3 5 号

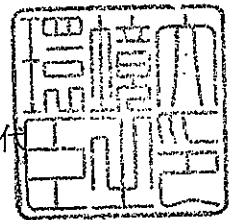
環 境 企 業 第 1 6 0 4 1 9 5 号

平 成 2 8 年 4 月 1 9 日

中央環境審議会

会長 浅野 直人 殿

環境大臣 大塚 珠代



食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改定について（諮問）

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第7条第3項の規定に基づき、下記の事項について、貴審議会の意見を求める。

記

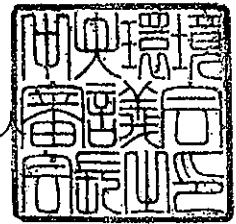
食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改定に関する事



中環審第909号
平成28年4月19日

中央環境審議会 循環型社会部会
部会長 酒井 伸一 殿

中央環境審議会
会長 浅野 直人



食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改定について（付議）

平成28年4月19日付け諮問第435号をもって環境大臣より、当審議会に対し
てなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、
循環型社会部会に付議する。